我が国の家畜防疫のあり方についての検討会 これまでに頂いた委員からの主な御意見の概要

1. 飼養衛生管理関係

- 飼養衛生管理の遵守に当たって、地域一体となった取組は非常に重要。 地域でそれぞれの生産者の状況などを共有すれば、安心感が生まれる。また、 地域で衛生管理の水準を上げていく取組が重要で、ある地域では、生産者や 関係者に行政も関与した「地域防疫を考える会」の開催も実現している。 このような取組を国としても応援して欲しい。
- 飼養衛生管理は生産者の当然の責務であり、管理獣医師の指導とともに 築き上げてきた実態がある。一方、管理獣医師が十分にいない実態もあり、 その確保が必要ではないか。
- 一番重要なのは、所有者が飼養衛生管理の重要性について認識すること である。重要性が高いものについては、罰則の強化も必要ではないか。
- 定期報告の罰則の10万円は小規模生産者にとっては大きい。ここだけ厳しくするということではなく、生産者が指導に従ってもらいやすいよう、飼養衛生管理の遵守徹底に関する周知や指導体制の充実など他の手法の検討を含め、パッケージで行うべき。
- 〇 農場に対する日常の指導では「決まりがこうだから守りなさい」は嫌がられる。罰則があるから守るというものではないので、指導に苦慮する。
- 法令で全てを担保するのは限界がある。自助が重要であり、生産者が自ら 自主的に取り組んで効果をもたらす仕組みがあると良いのではないか。
- 飼養衛生管理の指導を家畜保健衛生所だけに任せていても、必ずしも上手くいかず、生産者の経営面で関係のある生産者団体が関与しないと、効果的な指導にならないのではないか。
- なんでも国に頼るのではなく、人的資源が足りないのであれば、都道府県は、家畜防疫員として民間獣医師(小動物診療従事者を含む。)を任命するなども積極的に考えるべき。
- 飼養衛生管理の遵守の指導について、都道府県の巡回の時だけというようなその場限りにならないようにする必要があり、例えば、タブレットなどICTやAIを活用して効率的に行う必要があるのではないか。また、指導の遵守の実効性を上げるため、記録類を検証するなど指導方法を工夫すると良いのではないか。

- 遵守状況の確認は、効率的に行う必要があるのではないか。年に1回の巡回もいいが、随時、アドバイスができるようにスマート農業のようなものを検討してはどうか。
- 飼養衛生管理基準の遵守の指導は年1回がやっとな状況。今後、遵守指導 の徹底を図るための具体的な指導には工夫が必要。
- 飼養衛生管理基準が守られていない農場があるが、現場では、農家に対し 説明から順に対応が行われている。現状では、指導、助言もなしにいきなり 勧告や命令といった行政処置を行うことは考えにくい。
- どのような状態になれば飼養衛生管理基準に合致しているかを生産者自身が客観的に判断できるよう、文字中心でなく、写真など目で見て判るような資料が必要。また、しっかりやっていないと手当金が減額される場合があることも周知すべきではないか。
- エコフィードについては、消費者だけなく、生産者やそのほかの事業者に も理解がないように感じる。ついては、関係部局と連携し、関係者全員に対 して誤解・風評被害がないように進めるべき。
- 飼養衛生管理基準の検証がしっかりとなされないまま、3年ごとに継ぎ足しされてきた。発生すると守られていないことが明らかになる、ということが繰り返されてきた。農家のレベルが上がっていないということもあるが、農家に対する意識レベルの向上をセットで検討し説明していかないと納得してもらえないのではないか。
- 家畜伝染病の発生予防・まん延防止のために研究開発体制の充実が必要。

2. 野生動物対策関係

- 環境中の野生イノシシをコントロールするのは難しく、農場に野生イノ シシが入らないようにすることの方が効率的。その点もしっかりと周知徹 底を図ってほしい。
- 家伝法上の野生動物対策の発動要件が「感染していることが発見された場合」とあるが、ごみ対策など、野生動物の発見を前提とせずに予防的に実施しなければならないものもある。しっかり整理すべき。
- 野生動物対策を家伝法上に位置付けるのは考え方の整理が難しい。例えば、野生動物の発見地点とその他の地点の通行制限は72時間に限られているが実効性はあるのか。家伝法上の発動要件が明確化されていれば都道府県は運用しやすい。

- 野生イノシシ対策の実行部隊としては、多方面の分野の連携した対応が 必要であることから、省庁間の連携を図りながら、国主導で体制を整備すべ き。また、現場で人員が不足する可能性もあるので、家保だけではなく、他 部局を含めた連携体制が作れないか。
- 関連事業者の病原体拡散防止策は実効性のあるものにしてほしい。実際には、運搬業者では、既に消毒を実施し、記録も取っていることから、対応としては、お願いベースで農場の指示に従うことを促す程度ではないか。
- 関連事業者に法の下で消毒義務が課せられる場合、どのような位置付け・ 書きぶりになるのか気にかかるが、畜産関連の輸送事業者に対しては、車両 等の適切な消毒の実施を促すための方策を検討していく必要があるのでは ないか。

3. 予防的殺処分関係

- ASF(アフリカ豚コレラ)の脅威については、養豚農家はしっかり理解していると思うが、実際に一定のスピード感をもって予防的殺処分を行える体制はあるのか。時間や人員等の体制構築とセットでしっかりと説明していかないと養豚農家は納得しないのではないか。
- 予防的殺処分は制度ができても運用が相当難しいのではないか。実際の 適用は極めて慎重にすべき。
- 防疫演習は広域的に国も連携してやるべき。

4. 輸出入検疫関係

- 家畜防疫官の権限を強化し、動検と税関が互いに補完し合えば、国全体と しての水際体制の強化につながるのではないか。
- 家畜防疫官には全然権限がない。家畜防疫官が怪しいと思っても任意の 質問、検査しかできない。強制権限を持つ税関に協力を求めても限界がある。 しっかりと法改正により権限を与えて取り締まりの実効性を担保すべき。
- 家畜防疫官の権限強化について、違法畜産物を没収できるようにすべき。
- 輸出入検疫の罰則について、日本は世界で一番厳しいんだ、と思われるくらい引き上げてほしい。
- 動物検疫所の体制を強化すべき。訪日外国人は増加し業務量が増えている一方、その増加分に比べて動物検疫所の人数は十分に増加していないのではないか。

○ 地方空港も海外直行便が増えている中、動物検疫のマンパワーが足りているか不安。しっかりと人的体制整備をしてほしい。